

奈良県地域生活定着支援事業業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルにより受託者を選定しますので公告します。

本業務の実施については、令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や、委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。

なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を請求することはできません。

令和8年2月25日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 委託業務名

奈良県地域生活定着支援事業

(2) 委託業務の内容

この事業は、「奈良県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢や障害により刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者（以下「支援対象者」という。）に対して、身体の拘束が解かれた後直ちに福祉サービス等を利用できるようにする等、保護観察所等の関係機関と協働・連携して、支援対象者が地域の中で自立した日常生活及び社会生活を営めるよう支援する。

詳細については、「奈良県地域生活定着支援事業業務委託仕様書」（別添1）のとおりとします。

(3) 業務委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金26,893,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

参加は単独によることとし、次の事項を全て満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7（諸サービス）」に登録している者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていなければ可とする。）

3 日程等

(1) 実施要領等の配付

① 配付期間

公告の日から同年3月10日（火）まで

各日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とも午前8時30分から午後5時まで

② 配布場所

奈良県福祉保険部地域福祉課（下記5に同じ）で配布するほか、地域福祉課ホームページ（<https://www.pref.nara.jp/1644.htm>）からダウンロードできます。
なお、郵送による配付は行いません。

(2) 質問の受付

① 受付期間

公告の日から令和8年3月3日（火）正午まで【必着】

② 提出方法

- ア 「質問票」により、電子メール又はFAXで地域福祉課（下記5に同じ）へ送付してください。なお、口頭又は電話での問合せは受け付けません。
- イ 質問事項は、「質問票」1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。
- ウ 電子メールで送付の場合には、件名に「奈良県地域生活定着支援事業に係る質問について」と表記してください。
- エ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げる恐れのあるものを除き、地域福祉課ホームページ上にて令和8年3月6日（金）午後2時以降に公開することとし、個別には回答を行いません。

(3) 参加申込書の受付

① 提出期限

令和8年3月10日（火）正午まで【必着】

持参の受付は各日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とも午前9時から午後5時まで

② 提出先

地域福祉課（下記5に同じ）

③ 提出方法

参加申込書を郵送又は持参にて下記担当課へ提出してください。

なお、郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡してください。

(4) 企画提案書等の受付

公告の日から同年3月18日（水）正午【必着】

各日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とも午前8時30分から午後5時まで

(5) 審査結果の通知

令和8年3月下旬（予定）

4 その他

詳細は「奈良県地域生活定着支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要項」及び「奈良県地域生活定着支援事業業務委託仕様書」によります。

5 問い合わせ先

奈良県 福祉保険部 地域福祉課 地域福祉推進係
住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁3階
電話 0742-27-8503 FAX 0742-22-5709